

2024年12月11日(水)

トマト・デジタルサイネージ広告の取り扱い開始について

- 2024年12月9日(月)から、「トマト・デジタルサイネージ広告」の取り扱いを開始いたしました。

株式会社トマト銀行(取締役社長 高木 晶悟)は、2024年12月9日(月)からトマト・デジタルサイネージ広告の取り扱いを開始いたしましたので、お知らせします。

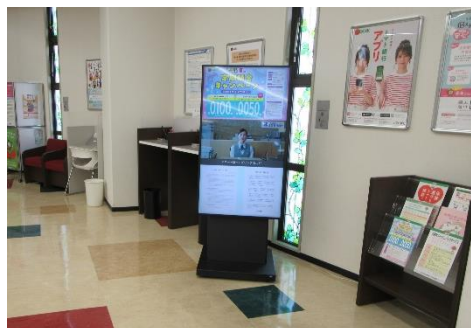
トマト・デジタルサイネージ広告は、トマト銀行の店舗に設置しているデジタルサイネージ(映像表示モニター)上で、お取引先さまの広告を放映するサービスです。現在、店頭では金融商品などに関する情報を放映しておりますが、新たにお取引先さまの商品・サービスのPRや地域へのメッセージの発信にご活用いただくことが可能となりました。

当社は、今後も地域の皆さまへの金融の枠組みを超えた様々なサービスの提供を通じて、地域貢献してまいります。

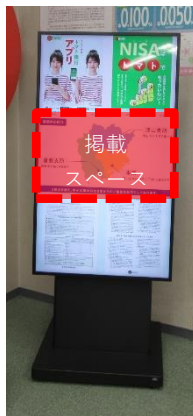
記

商 品 名	トマト・デジタルサイネージ広告
対 象 店 舗	①全営業店(大阪支店・東京支店は除く) ②住宅ローンセンター岡山・倉敷
放 映 時 間	①銀行営業日の9:00～15:00 ②住宅ローンセンター営業日の9:00～17:00
広 告 枠	1 枠15秒(1企業最大2枠まで)
放 映 サ イ ク ル	約12分に1回
放 映 期 間	3ヵ月(自動更新)
広 告 形 式	動画または静止画
広 告 放 映 料 金	1 枠15秒 55,000円(税込)/月 2 枠30秒 110,000円(税込)/月
そ の 他	・サービスの詳細については添付のチラシをご参照ください。 ・お申し込みについては、お取引店へお問い合わせください。

【イメージ】



【掲載スペースイメージ】



以 上

本件に関するお問い合わせ先
報道関係のお問い合わせ先

営業統括部 三宅
経営企画部(広報担当)俣野

TEL 086-800-1810
TEL 086-221-1033

トマト・デジタル サイネージ広告

トマト銀行のロビーでCMを流しませんか？



**企業さまのPRツールとして"トマト・デジタル
サイネージ広告"をぜひご活用ください！**

岡山県を中心とした営業店56店舗（東京、大阪支店を除く）と住宅ローンセンター2店舗に広告を放映できるデジタルサイネージです。ご来店中のお客さまの目に自然と触れ、じっくり視聴してもらうことができ、貴社の商品・サービス・メッセージを届けるツールとしてぜひご活用ください。

概要

みんなに役立つ情報をもっと身近にお届けしたいわ



商品名 トマト・デジタルサイネージ広告

対象店舗 全店舗（住宅ローンセンター2店舗を含む、東京・大阪支店を除く）

放映時間 銀行営業日（9:00～15:00）

放送サイクル 約12分に1回

広告枠 1枠15秒（1企業最大2枠まで）

広告掲載料金 15秒=55,000円/月（税込） 30秒=110,000円/月（税込）

広告サイズ 約ヨコ68cm×タテ38cm

※フルディスプレイではなく、55インチモニターを上下3分割したサイズとなり、中央に表示されます。（場所はお選びいただけません）

掲載期間 3か月（自動更新）

契約（更新）サイクル：①1月～3月、②4月～6月、③7月～9月、④10月～12月

お申込み対象となる方 当社とお取引いただいている法人・個人事業主さま・自治体の方

応募方法/お申込み (1)「トマト・デジタルサイネージ広告応募用紙」に必要事項をご記入のうえ取引店舗でお申込みください。
(2)ご用意いただく動画（静止画）データを当社所定の方法で審査させていただきます。
（当社での審査結果および、広告枠数等の関係により、掲載をお断りすることがあります）

掲載イメージ

商品やサービスを
もっとみんなに
知って欲しい

コストを抑えて
情報を効果的に
発信したい



※イメージです。

■ 注意事項 ■

- 「トマト・デジタルサイネージ広告応募用紙」裏面に、応募資格や広告内容の制限に関する事項についてご確認ください。
- 応募後、別途ご契約のため「トマト・デジタルサイネージ広告申込書（兼預金口座振替依頼書）」のご提出が必要となります。
- 原則、ご出稿後の契約期間途中での解約はできません。
- 広告の掲載内容については、当社所定の審査がございます。審査の結果、ご希望に添いかねる場合がございますので、ご了承ください。

【当サービスでご利用をお断りするもの（一例）】

- 販売・説明等の責任の所在および内容が不明確な広告（お問い合わせ先等を明記してください）
- 虚偽・誇大な表現により、明らかに視聴者に不利益や不安を与えるおそれのある広告
- 当社および当社関連会社取引商品・サービスと競合する広告
- 法律、政令、省令、条例その他規則、行政指導に違反する広告
- 宗教信仰による勢力拡大、布教活動目的の広告
- 医療、医薬品、化粧品において効能、効果、性能など厚生労働省が承認する範囲を逸脱する広告
- 特定の個人もしくは団体を誹謗中傷するような広告
- 性的・犯罪イメージを想起させる表現を含む広告
- 暴力団等反社会的勢力と関連する広告
- 過度のフラッシュまたは閃光映像等、視覚機能に影響を及ぼす映像
- 恐怖感を与える等、人の精神状態に激しく影響を与える映像もしくは映像展開等

お申し込み・お問い合わせは

お近くの トマト銀行本支店窓口 まで